

# 規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月六日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第六十八号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校の項中「六十人」を「四十人」に、「三月」を「六月」に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項中

介護サービス科	八十人	三月
サービス実務科	十人	一年

を

サービス実務科	十人	一
---------	----	---

年

に改める。

別表第二第二号の表介護サービス科の項中「三月」を「六月」に、「三三〇時間」

を「七〇〇時間」に、

<p>一 基礎 イ 学科 (1) 介護の基礎 (2) 介護と倫理 (3) 介護職の職業倫理 (4) 介護と安全 (5) 障害者福祉論 (6) 医療との連携 (7) 安全衛生</p> <p>ロ 実技 (1) 基礎介護演習 (2) 生活支援と家事演習 (3) 自立に向けた介護演習 (4) 終末期介護演習 (5) 総合生活支援技術演習 (6) 安全衛生作業法</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) 介護におけるコミュニケーション (2) 介護における記録と報告 (3) 老年期の発達と心身の変化</p>	<p>五〇時間</p> <p>八五時間</p> <p>四五時間</p>
---	---	-------------------------------------

を

<p>一 基礎 イ 学科 (1) 人間 (2) 社会 (3) 社会 (4) 介護 (5) 介護 (6) 発達 (7) 安全</p> <p>ロ 実技 (1) 生活 (2) 生活 (3) 介護 (4) 介護 (5) 介護 (6) 介護 (7) 安全</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) コミ</p> <p>みⅠ みⅡ みⅢ</p> <p>安全 医療 安全</p>	<p>一〇時間</p> <p>一〇時間</p> <p>一〇時間</p>
--	---	-------------------------------------

の尊厳と自立 の理解Ⅰ の理解Ⅱ の基本Ⅰ の基本Ⅱ と老化の理解Ⅰ 衛生	九七時間
支援技術Ⅰ 支援技術Ⅱ 過程Ⅰ 過程Ⅱ 過程Ⅲ ろとからだのしく ろとからだのしく 的ケア 衛生作業法	三二五時間
ユニケーション技 と老化の理解Ⅱ 症の理解Ⅰ 症の理解Ⅱ の理解Ⅰ の理解Ⅱ	一一〇時間

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

に改める。

(7) (6) (5) (4)  
 障害の基礎  
 認知症介護の実  
 認知症の基礎  
 高齢者の健康

(6) (5) (4) (3) (2)  
 障害  
 認知  
 認知  
 発達